

窒素ガス消火設備の「評価申請」に関して

全域放出式の窒素消火設備は、下記の設置規定があり、条件を満たしていない場合は「評価申請」が必要となります

「評価申請」とは、日本消防設備安全センターに事前ヒアリング後、数回にわたる評価専門委員会を経て最終、本委員会で承認を得る必要のある申請作業である

- ・常時人がいない
- ・防護対象の面積が1,000m²未満
- ・室容積が3,000m³未満

左記全て
Yes
○○○▶

評価申請の必要がなく
窒素ガス消火設備の設置可

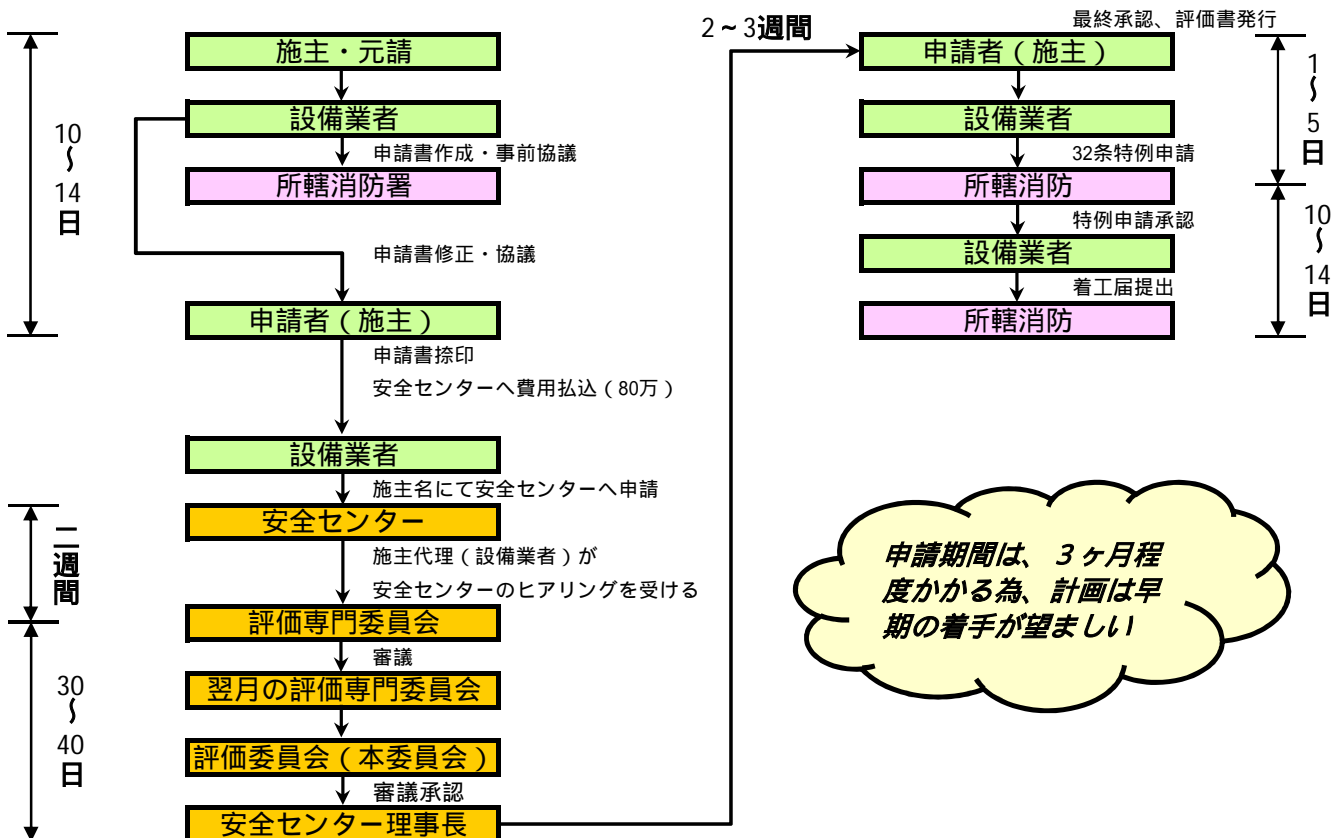
上記が1つでも
No
○○○▼



常時人がいない部分とは、次の(1)及び(2)に適合する部分

- (1) 不特定多数のものが出入りする恐れがない部分
 - ・不特定のものが出入りしない用途に用いられている部分
 - ・施錠管理又はこれに準ずる出入り管理が行われている部分
- (2) 特定のものが常時介在しない部分又は頻繁に出入りしない部分
 - ・居室に用いられない部分
 - ・人が存在しないことが前提で用いられる部分（有人作業を行わない部分）
 - ・頻繁に出入りが行われない部分（概ね1日2時間未満）

評価申請を伴う場合の窒素ガス消火設備の作業スケジュール



申請期間は、3ヶ月程度かかる為、計画は早期の着手が望ましい

許可申請図書作成に必要な資料一覧

一般、危険物 共通資料

1. 評価申請書 鑑（施主捺印要）
2. 防火対象物概要表
3. 使用形態表
4. 概要表、配置図、案内図、付近見取り図
5. 立面図（防護区画の避圧、排気口の設置位置及びGL高さのわかるもの）
6. 平面図、断面図
7. 建具図、建具表（防護区画、避圧、排気に関するもの）
8. 仕上げ表
9. 空調設備 系統図、平面図（排気、避圧ルートを含む図面）
10. 排気先及び避圧先の出口廻りの状況がわかる資料（平面図、断面図、現場写真など）
11. 換気設備機器表（排気ファンの風量がわかるもの）
12. 排気ファンの操作スイッチの位置がわかる平面図
13. 自動火災報知設備 凡例、系統図、平面図（自火報とのAND回路の場合）
14. 火災受信機（移報先）の設置位置のわかる平面図
15. 低減体積根拠資料（防護区画内保管品体積など）
16. 防護区画の耐圧強度計算書（壁、床、天井、建具など）
17. 消防打合せ議事録（ガス系消火設備に関するものがあれば）

危険物 資料

1. 危険物取扱所又は貯蔵所 設置許可申請書（消防受付印なしでも可）
2. 危険物取扱所又は貯蔵所 構造設備明細書（消防受付印なしでも可）
3. 指定数量倍数計算書（可燃物の種類、量、使用時間[機器などの運転時間]）
4. 燃料配管系統図、平面図、機器配置図

評価委員会で指摘の多い事項

1. 避圧先、排出先は排出されたガスが滞留することなく、速やかに拡散する場所で、人の滞在及び通行がないこと。また避圧口、排気口の下端はGL+3000以上とする。
2. 消火後の排出時における換気回数は、1時間に3回以上を原則とする。
3. 防護区画、建具などの耐圧強度が適正であること。
4. 避圧、排気のない防護区画(床下)と避圧、排気を有する防護区画(室内)との間には、適切な開口を設ける。
5. 排気ファンは、区画外に設置し、非常用電源に接続する。